

一般廃棄物収集運搬及び処理業務仕様書

岩手県立久慈病院（以下「甲」という。）の一般廃棄物収集運搬及び処理業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」及び関係法令の定めのほか、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、労働基準法及びその他関係法令を遵守すること。

1 委託する事業範囲

収集運搬委託業者（以下「乙」という。）の事業範囲は別紙許可証（写）のとおりとし、許可事項に変更があったときは、速やかに通知するとともに、変更後の許可証を甲に提出すること。

（※本通知では省略しています。）

2 委託する一般廃棄物の種類及び予定数量等

項目	予定数量	備考
一般ごみ	110,707kg	可燃物、生ごみ、不燃物
資源物	2,326kg	空缶、ペットボトル、空きびん等

3 収集運搬

(1) 受託者は、甲から委託された前項の廃棄物を以下へ収集・運搬すること。

収集運搬先

- ・久慈地区清掃センターごみ焼却場
- ・久慈地区粗大ごみ処理場
- ・久慈病院長が指定する処理場

(2) 収集運搬の際は、甲より排出された廃棄物は専用の車両に積み込み、前項の運搬先まで搬入するものとし、他の事業所等からの廃棄物は同時に積み込みできないものとする。

4 収集日及び収集時間

(1) 一般廃棄物の収集運搬は、原則として毎日 1 回以上実施するものとする。ただし、作業日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に該当する場合、または処理場が休業となるお盆及び年末年始の期間については収集日を別途指定するものとする。

(2) 収集時間は午前 9 時から午後 4 時までの間とし、あらかじめ病院と協議のうえ実施するものとする。

5 業務

(1) 業務従事者はユニホームを着用し、会社名及び氏名を記載した名札をつけること。

(2) 本業務の実施に際しては、甲の施設または周辺環境に充分配慮して清潔保持に努めること。

(3) 受託者は、一般廃棄物の収集運搬を完了したときは、日毎に計量表の写しを提出し、当院の確認を受けること。

(4) 1 ヶ月ごとに「一般廃棄物収集運搬業務完了報告書」を提出すること。

(5) 乙は、甲が委託した廃棄物の適正処理のため必要な情報を甲に提供すること。

(6) 収集運搬時には、道路交通法等関係法令を厳守すること。また、患者や来院車輛の通行の妨げにならないようにするとともに安全に配慮すること。

(7) 乙は従事者に対して、本仕様書の内容を予め周知徹底させるとともに、業務に必要な知識の習得、訓練を行うこと。

6 情報提供

乙は、一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な情報を提供するものとする。

7 その他

この仕様書により難しい点については、双方協議のうえ取り進めるものとする。